



| | |
|--------------|---|
| Title | 国際法模擬裁判による国際問題の現実的な解決法の研究 |
| Author(s) | 張, 起龍 |
| Citation | 令和元（2019）年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2020 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/75968 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

2019年度大阪大学未来基金【住野勇財団】学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

| | | | | | |
|--|--|----------|---------------------|----|----|
| ふりがな 氏名 | ちゃん きりょん 張 起龍 | 学部 学科 | 法学部 国際公共政策 学科 | 学年 | 2年 |
| ふりがな 共同 研究者氏名 | よしだ けいのすけ 吉田 圭之介 | 学部 学科 | 法学部 国際公共政策 学科 | 学年 | 2年 |
| | きむら ひなこ 木村 日向子 | | 法学部法学科 | | 1年 |
| | たなか まな 田中 愛菜 | | 法学部法学科 | | 1年 |
| | なかにし ゆうき 中西 祐希 | | 法学部法学科 | | 1年 |
| | なかの なほ 中野 七帆 | | 法学部法学科 | | 1年 |
| アドバイザー教員 氏名 | 村上正直 | 所属 | 国際公共政策研究科 | | |
| 研究課題名 | 国際法模擬裁判による国際問題の現実的な解決法の研究 | | | | |
| 研究成果の概要 | 研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。記入にあたっては、「大阪大学学術情報庫 OUKA」に掲載されるため、 必ず様式 4 の（2）の注意に従い作成すること。 （先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。） | | | | |
| <p>1. 研究概要</p> <p>I. 研究目的</p> <p>昨今の国際社会は、多岐にわたり困難な試練を抱えている。利害が絡み合う現状、弱者や環境の保護といった綺麗事一辺倒では何も解決しない。このことから、解決のための妥協もやむをえず、世界はよりよい着地点を探ることが必要となる。よって国際法に精通し、柔軟な思考能力を持つ人材を崇高な高等教育機関が育成することが社会の必然的要請である。そこで、7月に行われる 2019 Japan Cup 国際法模擬裁判大会への参加と準備を通して国際法の諸問題について知見を広めつつ、現実的な解決法を研究する。</p> <p>II. 研究方法</p> <p>①メモリアルの作成（論点の抽出、資料検索） 1ヶ月半程度</p> <p>第一に、論を作成した上で適切な形式の書面<メモリアル>にまとめる。まずは具体的な仮想事例が問題文として、架空の原告及び被告国家による 2 つずつの請求文と同時に発表される。その請求文にしたがって主張すべき国際法上の論点を予想しつつ、事例の理解を深める。</p> <p>次に、二種類の請求文にしたがい、メンバーは自らの知識や興味によりふたつのグループに分かれる。各グループはその中で原告と被告の担当を分け、3 年生以上の上回生から指導・添削を 1 週間ごとに受けつつ、判例や学説を調べながら、どのような主張が裁判官を納得させられるか検討し、論を作成し、最終的に形式を整え提出する。</p> | | | | | |

②弁論練習 1ヶ月程度

弁論者の決定は予選をもって行う。予選はメモリアル作成と並行して、全員が同じ論点について主に3年生と4年生の先輩方が裁判官を務めながら練習を行う。予選本番では院生も裁判官を務め、主に声の大きさやジェスチャーといったパフォーマンス力と、裁判官からの質問への対応力として法的知識及び論理的思考力を基準に採点し、上位4名を選出する。今年は1年生のみで弁論者を構成すべく、予選も1年生のみで行った。

弁論者が決定すれば、原被と二種類の請求について、それぞれの希望や予選順位にしたがい、原告第一代理人・原告第二代理人・被告第一代理人・被告第二代理人に分けて本番で補佐人を務める2年生から詳細な指導を受けつつ、本格的な弁論練習を行う。知識はもちろんのこと、かつて大会で入賞を経験した先輩方からは姿勢から発声方法まで指導を受けた。

③大会本番 2日間

本番では、他大学のチームと対戦を行う。弁論中は裁判官の質問が飛んでくるが、厳しい弁論練習と比べて答えられない質問というものは少なく、また、答えられないときでも、自らの知識をつなぎあわせて論理的に裁判官を納得させることができた。

原告2試合、被告2試合の計4試合を2日間かけて行ったが、阪大チームは4試合すべてで相手チームに勝利することができた。

2. 研究内容

I. 第一の請求<海上での難民入国取締りについて>

第一の請求は、被告国による、排他的経済水域(EEZ)上での、被告国に避難民を送つていこうとする原告国船舶の強制方向転換に関するものであった。

原告は本件措置がなにかひとつでも国際法の違反であると主張しなくてはならず、被告は原告の主張をすべて否定しなくてはならない。本件措置がなんらかの違反であるとすれば、(1)国連海洋法条約(UNCLOS)、(2)ノン・ルフルマン原則が考えられる。

(1) UNCLOS 違反について

海上では、すべての国の船舶が「航行の自由」を有する¹。そのため、被告国による原告国船舶の強制方向転換は、これの侵害として、国際法に違反する。

しかし、被告国内では、避難民入国に乗じて麻薬密売が入りこんで治安は悪化し、経済にも影響が及んでいたことから、上記の違反が正当化されるか否かが争われる。現実でも類似の状況でイタリアやオーストラリアが難民の避難船を追い返したケースが存在しており、もはや難民を受け入れる余裕のない国がそれでも難民を入国させねばならないのかは、実際に世界で議論される問題である。

原告は、麻薬取締の重要性は認めつつも、その船舶の旗国による事前の要請と許可が必要で²、さらにこれであっても自国の領海のみで許される措置だとして³、被告国のUNCLOS違反は正当化されないとする。

一方、被告は、自国への麻薬流入を防ぐためにEEZ上で法執行することは妥当である

¹ United Nations Convention on the Law of the Sea, Apr. 30, 1982, art. 58(1) & art. 87(1)(a), 1833 U.N.T.S. 3, 419 & 432.

² A. PROELSS, UNITED NATION CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA: A COMMENTARY 762 (1st ed., 2017).

³ *Id.* art. 25(1), at 407.

と主張する⁴。明白な証拠を得てからでは麻薬を処分されるため、国旗を掲げていない時点で不審船舶として容疑をもって法執行でき⁵、また、旗国を有する船舶でも、私船で、乗船者の多くが旗国や船長と異なる国籍で、乗船者に旗国が特段の取締を実施しないとき、同様に旗国の同意なく法執行を実施できるから⁶、難民がボートに乗っているときも原告国を旗国とする船舶に乗っているときも、本件措置が正当化されるとしたのである。

結論として、今の国際法では被告の主張は厳しく、航行の自由はやはり遵守されねばならない。しかし、難民問題が深刻化する現在、被告が主張する内容に等しい国家実行は着々と積み重ねられ、法は変わりつつあるのも事実である。このような措置が認められなければ、国家は難民受け入れに対しますます態度を硬化させかねないことをふまえれば、被告の主張は世界各国の着地点として妥当であると考えられる。

(2)ノン・ルフルマン原則について

ノン・ルフルマン原則とは、慣習国際法であり、難民を生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ追放してはならないというものである⁷。本件措置は、EEZ 上で難民を追い返したもので、これに違反するか、避難民が当原則上の「難民」にあたるかを含めて問題となった。

原告は、本件避難民が難民にあたらないと譲歩しつつも、避難民が最初に保護を求めた国は少なくとも一時的な在留許可を常に認め、保護を提供しなければならない⁸という点にしづらさを主張した。

被告は、本件避難民は武力紛争ゆえ国外脱出したため難民でないとしたうえで⁹、難民だとしても、当原則は国外にいる者の受入まで義務づけないと主張した¹⁰。

結論として、原告の主張は現実の難民保護団体が求めるものであるが、国家に過度な負担を負わせるものというしかなく、やはり。居住移転で解決されない深刻な犯罪で有罪判決を受けると信ずる相当な理由があれば受け入れる必要はない¹¹と考えるのが妥当である。

II. 第二の請求<難民国外追放の問題性と個人の犯罪性>

第二の請求は、麻薬密売に関わった避難民を被告国(国防大臣)が職務の一環として国

⁴ A. BRODARICK, *High Seas, High Stakes: Jurisdiction over Stateless Vessels and an Excess of Congressional Power Under the Drug Trafficking Vessel Interdiction Act*, 67(1) MIAMI L. REV. 255, 256 (2012).

⁵ H.R. Cong. Rec. 154, 110th Cong. (2008) (enacted).

⁶ E. Papastavridis, *Crimes at Sea: A Law of the Sea Perspective*, Report of the Director of Studies 3, 28-30, (2014).

⁷ Convention relating to the Status of Refugees, Jul. 28, 1951, art. 33(1), 189 U.N.T.S. 137, 177. [hereinafter, Refugee Convention]

⁸ United Nations High Commissioner for Refugees [hereinafter, UNHCR], *Addendum to the Report of the United Nations High Commissioner for Refugees*, para. 57(2), U.N. Doc. A/36/12/Add.1 (1981); Lauterpacht & Bethlehem, *supra* note 23, at 113.

⁹ I. Gunning, *Expanding the International Definition of Refugee: A Multicultural View*, 13(1) FORDHAM INT'L. L.J 35, 36 (1989).

¹⁰ International Association of Refugee Law Judges 9th World Conference, *Extraterritorial Effect of Non-Refoulement*, Bled, Slovenia, Sep. 7-9, 2011, 3.

¹¹ L. Arenilla, *Violations to the Principle of Non-Refoulement Under the Asylum Policy of the United States*, 15(1) Anuario Mexicano de Derecho Internacional 283, 294 (2015).

外追放したのに対し、原告国が当該大臣に逮捕状を発付したことに関するものであった。

逮捕状事件という ICJ の有名な古典的判例ほぼそのままであるが、犯罪行為に至った避難民の国外追放というセンシティヴな問題をも含んでいる。国家が別国家の人間による別国家でなされた犯罪に対し刑事管轄権を行使するためには、普遍的管轄権を行使できる状態でなくてはならず、本件でこれが認められるとすれば、当該大臣の行為が「人道に対する罪」である可能性しか考えられない。よって、原告国は避難民の追放が人道に対する罪であるから原告国でも管轄権を行使できると主張し、被告国はこれを否定する。なお、国防大臣の特権免除についても争う点はあったが、紙面の制限と重要性比較を考慮し、記載を省略する。

原告は、慣習国際法として¹²、国際法上の根拠なく住民を追放し、それが体系的な攻撃の一環として行われるとき、人道に対する犯罪としての追放と認められるとしたうえで¹³、社会権規約(ICESCR)より 罪が明確に確定されなければ避難民は追放されないのであり¹⁴、かつ被告国は政策的に避難民の追放を行っているから体系的な攻撃にあたるとして、本件追放はまさに人道に対する罪にあたると主張した。

被告は、原告の主張する基準を援用した上で、主に本件追放が体系的な攻撃にあたらない点にしぼって原告に反論した。体系的というには、国家が積極的に攻撃を目的として促進していなくてはならないとし¹⁵、本件追放は避難民をおとしめるのではなく、あくまで自国に害を及ぼす犯罪者を取り除いたにすぎないと主張したのである。

結論として、難民であるかどうかにかかわらず、やはり犯罪行為をはたらいたとて即座に国外追放をすることは認められない。適切な裁判を受けさせ、その罪に応じて服役させたり罰金を払わせることが妥当と考えられる。

3. 結果

書面 原告 2 位

個人弁論 被告 7 位 中西祐希

ほとんどの大学が 2~4 年生を弁論者にする一方で、阪大は育成のために全員 1 年生で構成することを試みた。それにもかかわらず昨年より勝利試合数は多かった点は評価できる。しかし、昨年より点数が伸びず準決勝に進むことは叶わず、書面では被告で 3 位以内に入賞できなかったことが悔やまれる。

1 年生を出場させることで、より早くから国際法の知識と論理的思考力を身につけることができた。この試みを続けつつ、より優れた結果を出せるよう、経験を生かしてゆく。

¹² A. CASSESE & P. GAETA, CASSESE'S INTERNATIONAL CRIMINAL LAW 105 (3rd ed., 2008).

¹³ INTERNATIONAL CRIMINAL COURT, ELEMENTS OF CRIMES 6 (2011).

¹⁴ E. Puhl, *Overview of the Deportation Process: A Guide for Community Members & Advocates, Immigrant Legal Resource Center*, 4 available at <https://www.ilrc.org/sites/default/files/resources/overview_deport_process-20181221.pdf> (published Dec. 21 2018).

¹⁵ A. CASSESE, P. GAETA & J. JONES, THE ROME STATUTE OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL COURT: A COMMENTARY 376 (4th ed., 2014).